

様式（第6条関係）

（表）

（縦5.5cm、横8.5cm）

写 真	<p>第 号</p> <p>立 入 検 査 職 員 証</p> <p>官 職 氏 名</p> <p>上記の者は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律第6条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第17条の13第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証する。</p>
年 月 日 発行 年 月 日 限り有効	国土交通大臣〔 地方運輸局長 運輸監理部長 〕 印

(裏)

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律 (抄)

(準用)

第六条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条から第十七条の三までの規定は電子通信移行講習並びに附則第三条の登録及びその更新について、同法第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は登録電子通信移行講習、登録電子通信移行講習を行う者（以下「登録電子通信移行講習実施機関」という。）及び登録電子通信移行講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、同法第十七条の二第一項中「別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄」とあるのは、「二級海技士（通信）又は三級海技士（通信）の資格に応じ、それぞれ船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律別表の上欄」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

船舶職員及び小型船舶操縦者法 (抄)

(報告等)

第十七条の十三 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。